

# 沖縄県雇用継続助成金【申請要領】

沖縄県雇用継続助成金の申請方法等が決まりましたので、ご案内いたします。

## I 雇用継続助成金の概要

### ■趣旨

沖縄県では、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業主を対象に、事業主の負担となる休業手当について、一定の割合を上乗せ助成することにより、県内企業の負担を軽減し、雇用の維持を図ることを目的に、「沖縄県雇用継続助成金（以下「雇用継続助成金」といいます。）」を支給いたします。

### ■対象

沖縄労働局において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働者の休業により、「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた、県内に所在する事業所の事業主等

※国の助成率が10分の10であるもの、教育訓練・出向によるものは除く。

### ■提出期限

国の「雇用調整助成金」等の支給決定から2か月以内〈消印有効〉

※受付開始：令和2年7月20日（月）

※ただし、「雇用継続助成金」の受付を開始する令和2年7月20日（月）以前に国の「雇用調整助成金」等の支給決定を受けた場合は、同年9月30日（水）まで

### ■助成対象者と助成金額

#### ①-1 緊急対応期間（解雇等を行った場合）：4月1日～9月30日

○大企業	国：2/3	県：1/6	企業：1/6
○中小企業・小規模事業者	国：4/5	県：1/10	企業：1/10

#### ①-2 緊急対応期間（解雇等を行わない場合）：4月1日～9月30日

○大企業	国：3/4	県：1/4
○中小企業・小規模事業者	国：10/10	

#### ② 緊急対応期間以外の特例期間：1月24日～3月31日

○大企業	国：1/2	県：1/6	企業：1/3
○中小企業・小規模事業者	国：2/3	県：1/6	企業：1/6

## II 申請方法等

### 1 雇用継続助成金の申請に必要な書類等の入手方法

#### (1) 沖縄県商工労働部雇用政策課ホームページ

以下のページからファイルをダウンロードして下さい。

(URL) <https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/koyo/koyokeizoku.html>

沖縄県雇用継続助成金申請書、沖縄県雇用継続助成金 請求額算定書、  
債権者登録申請書、提出書類一覧兼チェックリスト

#### (2) グッジョブ相談ステーション

(グッジョブセンターおきなわ内の事業主向け相談窓口)

※地域の商工会と連携した出張相談窓口においても入手することができます。

(出張相談窓口の日程はグッジョブ相談ステーションへお問い合わせ下さい。)

#### (3) 沖縄助成金センター及び各ハローワーク【予定】

※申請書類等の設置のみ。手続きに関するお問い合わせは、グッジョブ相談ステーションへ。

### 2 提出書類

以下の(1)から(8)までの書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

(1) 沖縄県雇用継続助成金支給申請書(様式第1号)

(2) 沖縄県雇用継続助成金 請求額算定書

(3) 「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定通知書の写し

(4) 「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給申請書の写し

(5) 「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の助成額算定書の写し

※小規模事業主用の様式を使用した場合は提出不要

(6) 債権者登録申請書 ※初回申請時のみ

(7) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し ※初回申請時のみ

(口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所)

(8) 提出書類一覧兼チェックリスト

### 3 申請書の提出方法

(1) グッジョブ相談ステーションへ提出 月～金(祝日除く) / 9時～17時

※地域の商工会と連携した出張相談窓口においても提出することができます。

(出張相談窓口の日程はグッジョブ相談ステーションへお問い合わせ下さい。)

(2) 申請書類を次の郵送先に提出

(郵送先)

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階 グッジョブ相談ステーション 沖縄県雇用継続助成金 申請受付
---

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載下さい。

※郵送事故防止のため、配達記録や簡易書留など、配達記録が残る方法でご送付下さい。

#### 4 支給の決定

雇用継続助成金の要件に合致することを申請書等により確認の上、支給します。  
支給決定通知書を郵送するとともに、申請された口座に入金いたします。

### IV 手続きに関する問合せ

雇用継続助成金の申請等に関する不明点等に対応するため、以下のとおり相談をお受けします。

グッジョブ相談ステーション 月～金（祝日除く）／9時～17時

電話：098-941-2044

※地域の商工会と連携した出張相談窓口においても相談することができます。

（出張相談窓口の日程はグッジョブ相談ステーションへお問い合わせ下さい。）

### V その他

- 1 雇用継続助成金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、雇用継続助成金を返還していただきます。
- 2 雇用継続助成金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。